

2018 年合格目標

司法書士 早稲田合格答練

# 全国実力 Check 模試 受験者特典動画資料

「午後の部ではじめの11問を確実に取る！」

※この資料は、全国模試を受験されて答案を提出された方を対象とした「受験者特典動画」用の資料です。

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

**TAC**

**民事訴訟法・民事執行法・民事保全法編****1 総論****【1】試験全体について**

午後の部の最初の 11 問を確実に取るというテーマではあるが、矛盾することを述べると、合格のためには全部正解する必要はない。というのは、どの科目で出題されるかは分からないが、司法書士試験の択一式では、満点を取らせないための問題、すなわち捨てて良いといえる難易度の非常に高い問題が数問出題される年が多い傾向にあるからである。そういう意味で、その難問が午後の部の最初の 11 問までに出題された場合、正解する必要はないということになる。

よって、合格するには記述式を含め、全ての科目で基礎知識をマスターすることが肝要であり、これが達成された上で、可能な限り応用の知識をつけることで合格の可能性を高めていくべきである。

大まかな方向性としては、過去問の知識をマスターし、条文の読み込みをしてまずは基礎知識をしっかりと覚え、さらにはテキストからのインプット、過去問はもちろん各種模試・答練で出題された問題を、考えて解くことに慣れ、その復習で知識を充実させておけば、充分合格点を取ることができると思う。

**【2】午後の部のはじめの 11 問について**

この時期（4 月）には、民法、商法、不動産登記法、商業登記法の学習で手いっぱい、午後の部のはじめの 11 問の科目についての勉強が不十分である受験生も多いと思う。

ではそういった受験生は、4 月以降具体的にはどうすれば良いか。この点はやはり、過去問をできる限り繰り返し解くということに尽きる。特に民事保全法、（司法書士法と供託法）は過去問から外れる問題が少なく、過去問の復習が非常に有効である。民事訴訟法、民事執行法も、本試験では、過去問をマスターしていれば解ける問題の正答率は高く、未出の条文、判例からの出題では正答率は低いという結果が出ている。

また、全国模試では、本試験の傾向に合わせて、多くの問題が基礎知識と応用の知識で構成され、その多くを基礎知識との組み合わせで解けるように作成している。本試験直前の全国模試で、本番の力試しが十分できると考えている。

さらに、午後の部の択一式試験は、記述式と合わせて 3 時間であり、記述式はもちろんのこと、不動産登記法の択一式も解くのに時間がかかる問題が出題されることが多い。そうになると、11 問までについては、知識問題が比較的多いこともあり、素早く解くことが必要となる。具体的には、大体 1 分から遅くとも 1 分 30 秒で 1 問解く、というペースでいってほしい。全国模試は、本試験と同じ時間、同じ問題数を解くので、時間配分等本試験の予行練習になる。まずは今から 5 月下旬～6 月の全国模試を目指して学習を進めていただきたい。

## 2 正答率から見る受験生の苦手な論点

### 【1】全国模試出題の意図について

民事保全法は条文数も少なく、特別苦手論点というものはないように思われる。民事訴訟法、民事執行法については、いわばまだまだ未開拓の部分がある科目である。そこで、過去の本試験の出題傾向、出題間隔等から出題される確率が高いと予想される論点を選び出し、全国実力 Check 模試含め全 4 回の全国模試で出題している。なお、出題確率が模試で出題するほど高くはないが可能性はあると思う論点については答練で出題しており、全ての答練・模試を受講し、解説・ポイント整理を活用して復習すれば網羅できるように図って、答練・模試を作成している。

### 【2】正答率から見た苦手論点

| 論点・テーマ |               | 参考データ        |                  |        |
|--------|---------------|--------------|------------------|--------|
|        |               | 出題回          | 基準点を越えた方の<br>正答率 | 全体の正答率 |
| 1      | 書証            | 2016 公開第 1 回 | 83.6%            | 42.6%  |
| 2      | 判決手続          | 2016 公開第 1 回 | 91.0%            | 58.0%  |
| 3      | 裁判によらない訴訟の完結  | 2017 公開第 1 回 | 87.5%            | 51.3%  |
| 4      | 訴訟代理人および法定代理人 | 2017 公開第 2 回 | 86.5%            | 49.6%  |
| 5      | 簡易裁判所の特則      | 2017 公開第 3 回 | 90.9%            | 59.0%  |
| 6      | 仮差押え          | 2017 公開第 3 回 | 84.1%            | 44.9%  |
| 7      | 民事保全の不服申立て    | 2017 公開第 2 回 | 10.2%            | 19.6%  |

※「2016 公開第 1 回」とは「2016 年合格目標 全国公開模試 第 1 回」を指します。

### 【3】具体的検討

#### (1) テーマ：書証

**第2問** 書証に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。(2016年合格目標 全国公開模試第1回)

ア 文書に記載されている内容を証拠資料とする証拠調べを書証といい、文書の存在、外形を証拠資料とする証拠調べを検証という。

イ 当事者の一方が訴訟において引用した文書を自ら所持する場合において、相手方が文書提出命令の申立てをしたときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができる。

ウ 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合、当該第三者及び文書提出命令の申立てをした当事者の相手方を審尋しなければならない。

エ 文書が、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認められる場合、その文書は真正に成立した公文書とみなされる。

オ 裁判所は、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認めるときは、申立てにより、文書の証拠調べをすることができる。

1 アイ                      2 アエ                      3 イオ                      4 ウエ                      5 ウオ

正解は4。

本問は、正解がウエの4であり、受験生全体の正答率が42.6%であるところ、ウオの5を選んだ受験生が38.9%いた。このことから、エとオの判断で誤ったと思われる。どちらも条文の知識であるが、エの肢は民事訴訟法228条2項の正確な理解を、オの肢は証拠保全に関する同法234条の理解を問う問題であった。エの肢はあいまいな記憶では間違えてしまい、オの肢は考える必要がある。すなわち、インプットだけではなくアウトプットの訓練の問題、頭の中の知識を思い出し、考えて解くことに慣れるための問題である。

## (2) テーマ：判決手続

**第4問** 判決に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。(2016年合格目標 全国公開模試第1回)

ア 裁判所は、本訴請求及び反訴請求について、いずれか一方のみ裁判をするのに熟した場合であっても、当該請求についてのみ終局判決をすることはできない。

イ 判決の言渡しは、当事者双方が在廷していない場合であっても、することができる。

ウ 裁判所は、当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭せず又は弁論をしないで退廷した場合、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときは、出頭した相手方の申出がない場合であっても終局判決をすることができる。

エ 判決に計算違いがあったために裁判所が更正決定をした場合、判決に対して控訴をすることはできるが、更正決定に対しては、不服を申し立てることができない。

オ 裁判所は、判決に法令違反があることを発見した場合、判決が未確定であり、かつその言渡し後1週間以内であって、判決を変更するため事件について更に弁論をする必要がないときは、変更の判決をすることができる。

1 アウ            2 アエ            3 イウ            4 イオ            5 エオ

正解は4。

本問は、正解がイオの4であり、受験生全体の正答率が58.0%であるところ、イウの3を選んだ受験生が37.4%いた。このことから、ウとオの判断で誤ったと思われる。ウオ共に条文の知識であるが、若干長い条文であることもあり、正確に理解できていなかったのではないかと考える。条文の文言を単に覚えるのではなく、要件やその理由を意識して学習すると良い。

(3) テーマ：裁判によらない訴訟の完結

|                                                                                            |      |      |      |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|------|
| <b>第4問</b> 裁判によらない訴訟の完結に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。(2017年合格目標 全国公開模試第1回) |      |      |      |      |
| ア 原告が、連続して2回、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日に出頭せず、又は出頭したが弁論若しくは申述をしないで退廷若しくは退席した場合、訴えの取下げがあったものとみなされる。   |      |      |      |      |
| イ 本案について終局判決がされ、当該判決が確定するまでの間に訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。                                |      |      |      |      |
| ウ 被告が本案について準備書面を提出した後であつては、原告が訴えの取下げをする場合も、請求の放棄をする場合も、相手方の同意を得ることを要する。                    |      |      |      |      |
| エ 第一審の原告が控訴審において、訴えを取り下げた場合も、請求の放棄をした場合も、第一審判決は効力を失う。                                      |      |      |      |      |
| オ 当事者は、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日に出頭しなければ、請求の放棄又は認諾をすることができない。                                     |      |      |      |      |
| 1 アウ                                                                                       | 2 アオ | 3 イエ | 4 イオ | 5 ウエ |

正解は3。

本問は、正解がイエの3であり、受験生全体の正答率が51.3%であるところ、1や2、4を選んだ受験生がそれぞれ15%前後いた。となると、正解肢を2択まで持っていくことができなかった受験生も多かったものと思われる。どの肢も条文の知識で解くことができるものの、準用であったり比較であったりして、単に条文を記憶するだけでは解くことができない問題であったため、知識を整理できておらず、理解が不十分であった受験生は判断を誤ってしまったものと推測する。インプットとアウトプットの両方とも充分であることが重要であることを、覚えておいてほしい。

## (4) テーマ：訴訟代理人および法定代理人

**第1問** 訴訟代理人及び法定代理人に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。(2017年合格目標 全国公開模試第2回)

ア 控訴審において当事者から委任を受けていない無権代理人によって訴訟行為がされた場合において、控訴審における手続が終了した後に当事者が控訴審における訴訟行為を追認するときは、控訴提起行為のみを選択して追認することができる。

イ 訴訟代理人が複数いる場合において、訴訟委任をした当事者が、訴訟代理人全員が共同で代理権を行使すべき旨の定めをしたときは、そのうちの1人が単独でした訴訟行為はその効力を生じない。

ウ 当事者から訴訟委任を受けた訴訟代理人は、特別の委任を受けなくても、相手方に対し、契約を解除する権限を有する。

エ 訴訟代理人がした事実に関する陳述は、訴訟委任をした当事者が直ちに取り消し、又は更正したときは、その効力を生じない。

オ 法定代理権の消滅は、本人又は代理人から相手方に通知しなければその効力を生じないが、訴訟代理権の消滅は、訴訟委任をした当事者又は訴訟代理人から相手方に通知をしなくてもその効力を生ずる。

1 アウ                      2 アオ                      3 イエ                      4 イオ                      5 ウエ

正解は5。

本問は、正解がウエの5であり、受験生全体の正答率が49.6%であるところ、イエの3を選んだ受験生が40.7%いた。このことから、イとウの肢の判断を誤った受験生が多くいたものと思われる。ウの肢は判例であり、知っていなければ解けないが、イの肢は条文の知識である。しかし、条文をそのまま問うものではないので、条文の知識をきちんと理解し、考えなければ間違えてしまう。この力をアウトプットで養うことは重要である。

(5) テーマ：簡易裁判所の特則

**第5問** 簡易裁判所における民事訴訟の手續に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。(2017年合格目標 全国公開模試第3回)

ア 簡易裁判所は、相当と認めるときは、当事者に異議がない場合に限り、証人若しくは当事者本人の尋問に代え、書面の提出をさせることができる。

イ 民事上の争いについては、当事者は、訴訟の目的の価額が140万円を超える場合であっても、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

ウ 被告が、反訴で、地方裁判所の管轄に属する請求をした場合、簡易裁判所は、職権で本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない。

エ 簡易裁判所は、当事者の一方が口頭弁論の続行期日に欠席した場合でも、その者が提出した準備書面に記載された事項を陳述したものとみなすことができる。

オ 簡易裁判所は、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴く場合には、当事者双方の同意を得る必要がある。

1 アエ                      2 アオ                      3 イウ                      4 イエ                      5 ウオ

正解は4。

本問は、正解がイエの4であり、受験生全体の正答率が59.0%であるところ、アエの1を選んだ受験生が28.6%いた。このことから、アとイの判断で誤ったものと思われる。アの肢は民事訴訟法278条について文言を付け足し、同法205条と関連して正確に理解しているかを問う肢で、イの肢は同法275条1項の正確な理解を問う肢であった。こういった問題も、繰り返しになるが、インプットだけではなかなか対応できず、アウトプットで色々な問題を解いて、様々なひっかけに慣れるということが有用である。具体的には、過去問はもちろん、答練、模試でたくさん間違えて復習することで、対応力を養うということである。

## (6) テーマ：仮差押え

|                                                                                              |         |         |         |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| <b>第6問</b> 仮差押命令に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。(2017年合格目標 全国公開模試第3回) |         |         |         |         |
| ア 弁済の期限が到来していない金銭債権を被保全債権として、仮差押命令を発することはできない。                                               |         |         |         |         |
| イ 仮差押命令の申立てについて口頭弁論を経て決定をする場合には、裁判所は、その決定に理由を付さなければならない。                                     |         |         |         |         |
| ウ 動産の仮差押命令は、目的物を特定して発することができない。                                                              |         |         |         |         |
| エ 裁判所が発した仮差押命令の取消しを求めるためには、債務者は、仮差押解放金を供託したことを証明しなければならない。                                   |         |         |         |         |
| オ 仮差押命令は、当該命令に表示された被保全債権と異なる債権についても、これがその被保全債権と請求の基礎を同一にするものであれば、その実現を保全する効力を有する。            |         |         |         |         |
| 1    アウ                                                                                      | 2    アエ | 3    イエ | 4    イオ | 5    ウオ |

正解は4。

本問は、正解がイオの4であり、受験生全体の正答率が44.9%であるところ、イエの3を選んだ受験生が34.6%いた。このことから、エとオの判断で誤ったものと思われる。オは近年の判例を出題しており保留であったとしても、エの肢は条文の知識で、過去問を復習していれば解ける問題であった。もしかしたら、さっと読んで間違えてしまったかもしれないが、この問題も何度も繰り返したとおり、考えて解く練習に慣れるという経験を積むことで、勇み足になることは減っていくだろう。また、本問のように見たことがない肢との2択になった場合、オは保留して、エが誤りだからオは正しいのだろうと判断して4・イオを選択する、という思考過程が適切であると考ええる。

(7) テーマ：民事保全の不服申立て

**第6問** 民事保全の不服申立てに関する次の1から5までの記述のうち、正しいものは、どれか。(2017年合格目標 全国公開模試第2回)

- 1 仮差押命令により償うことができない損害を生ずるおそれがあるときその他の特別の事情があるときは、発令裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、当該仮差押命令を取り消すことができる。
- 2 債権者に保全命令が送達された日から2週間を経過したときは、債務者は、保全異議の申立てをすることができない。
- 3 保全命令の申立てを却下する裁判に対する即時抗告を受けた原裁判所は、即時抗告を理由があると認めるときは、その裁判を更正しなければならない。
- 4 保全命令を発した裁判所は、債権者に対し、職権で、相当と認める一定の期間内に、本案の訴えを提起するとともにその提起を証する書面を提出し、既に本案の訴えを提起しているときはその係属を証する書面を提出すべきことを命ずることができる。
- 5 仮処分命令に基づき債権者が金銭の支払を受けていた場合、債務者の申立てがあっても、裁判所は、保全異議の申立てについての当該仮処分命令を取り消す決定において、債権者に対し、債務者が支払った金銭の返還を命ずることはできない。

正解は3。

本問は、これまでの6問とは異なり、受験生全体の正答率が19.6%であるところ、基準点に達した受験生の正答率が10.2%であり、基準点に達した受験生のほうが間違えたという問題である。一般的に組合せ問題より単純正誤問題の方が正答率は低いものの、この結果は出題者の予想とかけ離れたものであった。

具体的に本問を見ていくと、基準点に達した受験生の実に72.2%が1を選んでおり、受験生全体でも26.9%の人が1を選んでいることから、「仮差押命令」の文言を見逃してしまった受験生が一定数いたのではないかとということと、3の肢の即時抗告についても保全抗告同様再度の考案が禁止されていると判断してしまった受験生が相当数いたのではないかと推測する。また、受験生全体では、26.5%の人が4を選んでいる。「職権で」という点が誤りであると判断できなかったものと思われる。出題者としては、本問は本試験でも頻出の条文の知識を基に作成した問題であり、単純正誤であることを考慮しても、冷静に考えれば正解にたどり着けないことはない問題であったのではないかと考えている。ただ、考え方として、全国模試で間違えた問題については、出題者が受験生であった時は、本試験前に間違えて、知らない知識に出会っておいて良かったと考えるようにしていた。本試験直前の全国模試で間違えても、自信を失うのではなく、前向きに捉えることが大事ではないかと考える。

## 司法書士法・供託法編

### 1 総論

司法書士試験の午後の部第8問の司法書士法および第9問～第11問の供託法の4問全てを正解するためには、司法書士法、司法書士法施行規則および供託規則の「条文」を理解した上で、どこを問われても正確に解答できることが最も重要である。さらに、過去問を繰り返し学習することにより、特に「供託法の出題における先例」を知識として蓄えておくことも大切である。ここ数年の本試験での出題を見てみると、上記のレベルの学習がしっかりとできていれば、正解できる内容となっている。

以上から、司法書士法・供託法に関して言えば、過去問集を解きながら条文を確認してゆく作業を行っていけば、本試験において十分対応できるので、今からスタートしても遅いということはない。

### 2 正答率から見る受験生の苦手な論点

#### 【1】全国模試出題の意図について

司法書士試験における司法書士法および供託法の出題の内容としては、司法書士法、司法書士法施行規則ならびに供託規則のそれぞれの条文、あるいは供託における先例の正確な知識を問うものであり、さらに過去問の肢ごとの正誤の根拠付けがしっかりと身についていれば対応可能である。そのため、出題においては、条文や先例の理解および過去問に対する知識の確認を求めることを重視している。

#### 【2】正答率から見た苦手論点

| 論点・テーマ  |                    |  | 参考データ        |                  |            |
|---------|--------------------|--|--------------|------------------|------------|
| 科目      | 項目                 |  | 出題回          | 基準点を超えた<br>方の正答率 | 全体の<br>正答率 |
| 1 司法書士法 | 1 司法書士または司法書士法人の業務 |  | 2017 公開第1回   | 91.0%            | 62.3%      |
|         | 2 司法書士法人           |  | 2017 ジャンプ第2回 | 91.1%            | 62.2%      |
|         | 3 司法書士または司法書士法人の懲戒 |  | 2017 ジャンプ第4回 | 87.5%            | 53.9%      |
| 2 供託法   | 1 弁済供託             |  | 2017 公開第3回   | 84.2%            | 46.7%      |
|         | 2 執行供託             |  | 2017 公開第2回   | 93.0%            | 62.9%      |
|         | 3 供託の手続            |  | 2017 公開第2回   | 92.7%            | 64.1%      |

※「2017 公開第1回」とは「2017 年合格目標 全国公開模試 第1回」を指します。

## 【3】具体的検討

## (1-1) テーマ：司法書士法「司法書士または司法書士法人の業務」

**第8問** 司法書士又は司法書士法人の業務に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。(2017年合格目標 全国公開模試 第1回)

ア 司法書士法人は、定款で定めることにより、当事者その他関係人の依頼を受けて後見人に就任し、被後見人の法律行為について代理する業務を行うことができる。

イ 司法書士は、最高裁判所が上告裁判所となるときであっても、その上告状を作成する事務を行う業務を受任することができる。

ウ 司法書士Aは、Bの依頼により民事訴訟の訴状の書類の作成に関して相談を受けたが訴状の作成について受任することができなかったときは、Bの相手方Cから同一事件についての準備書面の書類の作成の依頼を受けた場合、Cのために同一事件についての準備書面の書類の作成の依頼に応じることができる。

エ 司法書士は、司法書士法第3条第2項に規定する司法書士でなくても、民事に関する紛争(簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。)であって、紛争の目的の価額が140万円を超えないものについて、相談に応ずることを業とすることができる。

オ 司法書士Aは、Bの依頼を受けてCを相手方とする訴えの訴状を作成した。この場合に、AはBの同意があればCの依頼を受けて、当該訴状を作成した事件についての裁判書類作成関係業務を行うことができる。

1 アイ                      2 アオ                      3 イウ                      4 ウエ                      5 エオ

誤っているものはエオであり、正解は5である。

全体の正答率が下がった原因は、肢オについての誤りが多かったからと思われる。「司法書士は、相手方の依頼を受けて裁判書類作成業務を行った事件については、裁判書類作成関係業務を行ってはならない(司書§22Ⅱ①)。」の規定については「相手方の同意」があっても認められないことに注意が必要である。司法書士法22条3項3号などの「相手方の同意」に関する例外規定と混乱しないようにしなければならない。

## (1-2) テーマ：司法書士法「司法書士法人」

**第8問** 司法書士法人に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。(2017年合格目標 ジャンプ答練第2回)

ア 司法書士法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立するが、司法書士会の会員となるには、主たる事務所の所在地の司法書士会を経由して日本司法書士会連合会の司法書士法人名簿に登録の申請をしなければならない。

イ 司法書士法人は、定款の定めをもってしても、一部の社員について、出資のみを行い、業務執行権を有しないものとすることはできない。

ウ 司法書士法人の社員は、他の社員全員の承諾がある場合であっても、自己若しくは第三者のためにその司法書士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の司法書士法人の社員となってはならない。

エ 司法書士法人の解散及び清算は、当該司法書士法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長の監督に属する。

オ 司法書士法人の債務について、司法書士法人の財産をもってその債務を完済することができないとき又は司法書士法人の財産に対する強制執行が功を奏しなかったときは、当該司法書士法人の社員は連帯して弁済する責任を負う。

1 アウ                      2 アエ                      3 イエ                      4 イオ                      5 ウオ

誤っているものはアエであり、正解は2である。

本問では、1を選んだ方が全体の8.9%、3を選んだ方が全体の11.7%、4を選んだ方が全体の6.8%、5を選んだ方が全体の9.6%と受験生の選択がばらけた。肢アは、司法書士法人の成立の時期に関する司法書士法33条の規定による。肢エは司法書士法人の解散清算の監督に関する司法書士法44条の2第2項の規定である。条文の理解が求められる問題であった。

## (1-3) テーマ：司法書士法「司法書士または司法書士法人の懲戒」

**第8問** 司法書士又は司法書士法人に対する懲戒に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。(2017年合格目標 ジャンプ答練第4回)

ア 法務局又は地方法務局の長は、その管轄区域内の司法書士に対して戒告の処分をしようとする場合には、聴聞を行うことを要しない。

イ 法務局又は地方法務局の長は、司法書士に対して2年以内の業務の停止の処分をした場合には、その旨を日本司法書士会連合会に通知しなければならない。

ウ 司法書士法人の社員である司法書士が、当該司法書士法人の業務について司法書士法に違反する行為を行った場合には、当該行為について、当該司法書士法人が懲戒処分を受けることはあるが、当該行為を行った当該司法書士法人の社員である司法書士が重ねて懲戒処分を受けることはない。

エ 司法書士会は、その会員である司法書士が法令に違反した事実があると認めるときは、懲戒委員会の議決を経て、法務局又は地方法務局の長に懲戒の請求をしなければならない。

オ 司法書士法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、当該司法書士法人に対する懲戒処分として、当該司法書士法人の解散を命ずる処分をすることができる。

1 アイ                      2 アオ                      3 イウ                      4 ウエ                      5 エオ

正しいものはアオであり、正解は2となる。

この問題は、1を選んだ方が全体の23.8%いたので、肢イと肢オの判断に迷ったものと思われる。まず肢アは、懲戒のうち戒告の処分においては聴聞の手続を要しないことを問うものであるが、「懲戒」の論点について、聴聞手続の有無については多くの受験生が押さえている（本問で1もしくは2を解答した方は全体の77.6%）ので、逆にアを正しいと判断できなかった方は、しっかり復習して欲しい。肢イは法務局または地方法務局の長による懲戒処分の通知の規定である（司書規 § 38）。肢オは司法書士法人の懲戒に関する司法書士法 48 条 1 項 3 号である。ちなみに、肢ウは平成 19 年の本試験第 8 問によるものである。この問題は、条文と過去問の知識で処理できる。

## (2-1) テーマ：供託法「弁済供託」

**第11問** 弁済供託に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。(2017年合格目標 全国公開模試第3回)

ア 車の売買契約を締結した場合において、売主が買主に対し手付金のみを返還して契約の解除の意思表示をし、その受領が拒否されたときは、売主は受領拒否を原因として弁済供託をすることができる。

イ 賃貸人の承諾を得て転貸借契約がなされている建物につき、賃貸人と賃借人の賃貸借契約が合意解除された場合、賃貸人と賃借人の双方が転借人の提供する賃料の受領を拒否しているときは、転借人は賃借人を被供託者として供託しなければならない。

ウ 建物の賃貸人に対して敷金を差し入れた賃借人が家賃を滞納した場合、その敷金を家賃に充当した後の残額及び遅延損害金を賃貸人に提供したが受領を拒否されたときであっても、賃借人は、その提供した額を供託することはできない。

エ 家賃の受領を拒否された賃借人は、家賃を賃貸人に対する貸金債権と相殺し、その残額を供託することができる。

オ 債権者が金銭消費貸借契約そのものを否定しており弁済を受領しない意思が明らかである場合に、債務者が返済の費用を捻出できず弁済の準備ができない経済状態であり口頭の提供ができなかったとしても、債務者は受領拒否を原因とする弁済供託をすることができる。

1 アイ                      2 アオ                      3 イウ                      4 ウエ                      5 エオ

正しいものはウエであり、正解は4である。

正解の4を選んだ方が全体の46.7%、3を選んだ方が全体の28.7%であったことから、肢イと肢エの判断で迷ったものと思われる。イエともに先例の知識である。供託法において答練や模試を受講する意義は、「過去問に出題のない先例の蓄積を増やす」ところにもあると考える。ちなみに、肢アの手付けによる解除の論点や、肢ウの賃借人の敷金の充当の可否の論点は民法に関する理解の問題である。また、肢オは口頭の提供を要する例外的な場合についての先例の内容である。

(2-2) テーマ：供託法「執行供託」

**第11問** 執行供託に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。(2017年合格目標 全国公開模試第2回)

- ア 金銭債権の一部について強制執行による差押えがされた場合において、その残余の部分を超えて滞納処分による差押えがされたときは、第三債務者は、その金銭債権の全額に相当する金銭を供託しなければならない。
- イ 滞納処分による差押えがされた金銭債権に対して、その後、強制執行による差押えがされ、双方が競合した場合であっても、第三債務者は、供託をしないで徴収職員等の取立てに応じて弁済することができる。
- ウ 金銭債権の全額に対して滞納処分による差押えがされた場合、第三債務者は当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託することができる。
- エ 金銭債権の全額が差し押さえられ、第三債務者が差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を供託したときは、執行裁判所は、配当の実施又は弁済金の交付をしなければならない。
- オ 金銭債権の全額に対して差押えがされその全額が供託された後に、差押命令が取り消され、その決定の効力が生じた場合、執行債務者は供託金の払渡しを請求することができない。

- 1 アウ                      2 アエ                      3 イエ                      4 イオ                      5 ウオ

誤っているものはウオであり、正解は5である。

この問題は、全体の正答率が 62.9%であったのに対し、基準点を超えた方の正答率が 93.0%と両者で大きく差が出た問題であった。滞納処分による差押えに関する執行供託の理解がポイントとなる。強制執行による差押えと滞納処分による差押えの手続の違いや、これらが競合した場合における先後の関係について注意深く理解しておく必要がある。

## (2-3) テーマ：供託法「供託の手続」

**第9問** 供託手続に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。(2017年合格目標 全国公開模試第2回)

- ア 差押えに係る金銭債権につき差押金額に相当する金銭を債務履行地の供託所に供託する執行供託においては、第三債務者以外の第三者が供託者となることはできない。
- イ 弁済供託において、管轄違いの供託が誤って受理され、供託者が供託物を取り戻す前に、被供託者が供託を受諾した場合でも、債務者は当初から有効な供託があったものとして、債務を免れることはできない。
- ウ 弁済供託においては、第三者が法律上の利害関係を有し、弁済することが許される理由を供託書に記載しなければ、供託者となることができない。
- エ 第三債務者がオンラインによる供託申請手続により金銭債権の差押えによる執行供託をしようとする場合、いずれの供託所に供託しても差し支えない。
- オ 持参債務である弁済供託において債権者の住所が不明である場合には、債権者の最後の住所地を管轄する供託所に供託することができる。

1 アイ                      2 アオ                      3 イウ                      4 ウエ                      5 エオ

正しいものはアオであり、正解は2である。

5を選んだ方が全体の17.4%いたことから、肢アと肢エのいずれが正しいかの判断がポイントであったと思われる。肢アについては、第三者が本人に代わって供託することの可否の論点であり、執行供託は営業保証供託や選挙供託とともに第三者による供託が認められない点をしっかりと理解しておきたい。肢エについては、オンラインによる供託について、供託の管轄の特例が条文に設けられていない点に注意しなければならない。「オンライン」に関する論点については、受験生が苦手なところであり、正解の肢にオンラインを絡めると正答率が下がる傾向にあるため、基準点突破者と差が出る論点である。しっかり本番までに押さえておいてほしい。